

第 78 回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和 4 年 5 月 12 日（木）午前 9 時半から
- 2 開催場所 周防大島町役場久賀庁舎 3 階 会議室
- 3 出席農業委員 (13 人)
 - 1 番 川地 守
 - 2 番 宮城 恵子
 - 3 番 瀬川 一郎
 - 4 番 小柳 貴史
 - 5 番 沖村 和哉
 - 6 番 星出 栄一
 - 7 番 中原 賢
 - 8 番 大谷 正樹
 - 9 番 宮本 平
 - 10 番 田中 豊文
 - 11 番 角井 雅之
 - 12 番 袴田 光夫
 - 14 番 廣岡 隆義 (会長)
- 4 欠席農業委員 (1 人)
 - 13 番 安本 貞敏
- 5 出席要請農地利用最適化推進委員 (0 人)
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (0 人)

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

協議会 1 住宅に付属した農地の指定について

報告事項 1 農地改良の届出について

報告事項 2 農地現況証明願による現況証明について

協議会 令和3年度の目標及びその達成にむけた活動の点検・評価(案)及び令和4年度の目標及びその達成にむけた活動計画(案)について

その他 諸連絡

8 農業委員会事務局職員

事務局長 行田 一生

書記 市川 貴志

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

事務局 皆さんおはようございます。只今より第78回周防大島町農業委員会総会を開催いたします。最初に廣岡会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。本日の附議事項は、議案2件、協議会2件、報告事項3件その他諸連絡となっております。慎重審議の上、決定をいただきますよう、お願いを申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は14名、本日の出席委員13名、欠席委員1名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は0名でございます。よって、農業委員は過半数以上の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立をしておりますことをご報告申し上げます。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員8番大谷委員と、9番宮本委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。それでは議事に入ります。日程1、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.1、申請人、譲受人、周防大島町油良●●●●、譲渡人、大阪府八尾市●●●●、申請地、大字油良、字西浜、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積350㎡、契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在13,639㎡、取得後は13,989㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1ページから5ページをご覧ください。本事案については、自身が高齢であり、また遠隔地に居住しているため耕作が難しいことから農地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、利用権の設定はされておきませんが、申請地を耕作している譲受人が応えようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、一部山間部の農地が交通困難等から休耕ではありますが他の園地については耕作中であり、また、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、従来通り季節にあった野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の11番角井委員から、その後の補足説明などが

ありましたらお願いいたします。

11番

先日譲受人にお会いして状況の確認をさせていただきました。まずは、道沿いのひらけた所にある農地で現在野菜畑として譲受人が栽培管理をされております。譲渡人が遠方に住まれていてお子さん達に相続させるのも面倒をかけるので、これを機会に手放して譲受人の方にみていただきたいとの話になったとのことです。現在も家庭菜園をして適正に管理されていますし、みかん栽培もされていて問題はないかと思えます。以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手であります。よって本件を許可することに決定いたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、広島県広島市●●●●、譲渡人、広島県福山市●●●●、申請地、大字久賀、字兵後田、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積265㎡、契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在3,696㎡、取得後は3,961㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、6ページから9ページをご覧ください。本事案については、譲受人の父親が生前農地法の許可を得ていないものの、譲渡人より買受、耕作されていた農地について、父の農地を相続し引き続き耕作していた譲受人が改めて農地法の許可を得て、所有権を取得するものであります。なお、本案件は3月の総会で申請のあった土地であります。その際買受人が亡くなられたことにより申請が取下げられておりました。この度以前の申請人の娘さん（相続人）より改めて申請が行われたものとなります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。なお、譲受人の住所が広島市

ですが、営農計画書にも記載のあるとおり、一月の内2週間程度は周防大島町で居住し営農をおこなっていることを申し添えます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、従来どおり季節にあった野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の4番小柳委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

4番 この案件については、以前譲受人が亡くなったことで申請が取下げられていたのを娘さんが同じ内容で申請書を出されてたとのことで、現地を見てまわりましたが、以前からずっとここは、譲受人が丁寧に管理されている場所でした。特に問題はないと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手であります。よって本件を許可することに決定いたします。続いて日程2、協議会、住宅に付属する農地の指定について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。協議会、住宅に付属する農地の指定についてNo.1、申請人、広島県広島市●●●●、申請地、大字西安下庄、字浜中、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積70㎡、他3筆、合計面積は1,234㎡。遊休化の状況は全部、付属する空き家の所在等について、所有者●●●●、大字西安下庄、字浜西、地番●●●●です。続いて、住宅に付属する農地の指定に係る適用条件について、ご説明いたします。資料は10ページから13ページをご覧ください。本案件については、先月の総会で住宅に付属する農地の指定について皆様にお諮りした案件となります。申請地に利用権の設定のされていない、いわゆる闇小作により耕作人が居り、その権利関係が不透明であったため、住宅に付属する農地に指定しないことと議決されたものであります。その後、申請人

より農地売買後は現在の耕作者が立ち退く旨の約束がなされていることの説明があり、改めて本申請がなされました。事務局からも現在の耕作者および農地購入予定者に確認を行い、関係人全員で同一の認識であることを確認しております。まず、第1号ですが、申請地は一部が遊休状態であり、今後も所有者又は相続人による維持管理や作物等の栽培がおこなわれる見込みがないと判断される農地です。次に第2号ですが、申請地は住宅の北西に20m及び南に880mの位置にある土地で、同じ大字西安下庄地内にあることを確認しております。次に第3号ですが、登記事項証明書より住宅及び、その敷地の所有者が同一であることを確認しております。次に第4号ですが、農地指定後は早々に農地法3条の申請を行い、その際に3年以上耕作する旨の誓約書を提出する意向を受任者から確認しております。次に第5号ですが、申請地は役場橋総合支所から南に約1kmと、約2kmの位置にある、第2種その他の農地に該当します。また、現在までに公共投資の対象となっておらず、日本型直接支払交付金の交付対象農用地でもなく、利用権や地上権などの権利の設定がないことを農地台帳や登記事項証明書から確認しております。以上のことから取扱基準第4条に掲げる適用条件はすべて満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 この案件に関しましては、今事務局より説明があったとおり、先月審議があつて現在の耕作者に対しての処遇を一番懸念されているということで前回は許可されなかった案件です。事務局より説明のあったとおり耕作者の了解は得られているところでございます。その内容については、今日安本委員がご報告する予定でしたが、欠席でその意向を先ほど事務局が確認したうへでのご報告でございます。その説明で何かご質問があればお願いいたします。

10番 確認なんですけど申請書自体これは前回と全く同じでよろしいのかどうか、それと、前回の否決に伴って、申請者に対しては、どういう通知をされたのかご説明下さい。

事務局 申請書につきましては今回改めて提出をいただいています。内容につきましては、前回と同じ内容ではございます。前回の申請者への不許可の通知についてですが、申請書の下部分に指定すること、指定しないことを通知するとありまして、指定しない理由として、住宅に付属する農地の許可要件の中に、権利設定がされていないこととありまして、そこに該当しないという理由を直接口頭でお伝えしたうへで、通知書を作成してお渡ししました。以上です。

議長 他に何かご質問がありますか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を住宅に付属する農地として指定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手であります。よって本件は指定をすることに決定いたします。続いて日程3、報告事項1、農地改良の届出について事務局より報告をお願いいたします。

事務局 報告事項1、農地改良の届出について、2件まとめてご報告させていただきます。資料は14ページから18ページをご覧ください。No.1、申請人、周防大島町外入、●●●●、申請地、大字西三蒲、字大別当、地番●●●●、地目田、現況田、面積831㎡。他2筆ございます。施工計画は、盛土及び切土等は特にございませぬ。現在、今まで田んぼであったものを今後果樹畑として耕作するためこの届出がだされたものです。次にNo.2、申請人、周防大島町西方、●●●●、申請地、大字西方、字五反田、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積804㎡。施工計画は、100cm盛土する計画です。法面は芝生等で保護します。改良目的は野菜を耕作するためとなります。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。

(質問等なし)

議長 特にご質問などが無いようですので、皆様のご了承をお願いいたします。続いて、日程4、報告事項2、農地現況証明願による現況証明について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 報告事項2、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。資料は19ページから21ページをご覧ください。No.1、申請人、神奈川県川崎市、●●●●、申請地、大字小松、字平原、地番●●●●、地目畑、面積1,526㎡。他2筆ございます。現況確認日は、令和4年3月30日です。地目は非農地としての判断です。確認は、川地委員、星出委員、袴田委員、事務局3名で行いました。備考としまして、荒廃しており農地としての利用は不可能となります。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。

(質問等なし)

特にご質問などが無いようですので、皆様のご了承をお願いいたします。続

いて日程5、協議会に移ります。協議事項につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案及び、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画案についてご説明させていただきます。事前に議案と一緒に送付させていただいております。これは平成28年3月の農林水産省の通知に基づき、毎年度の活動目標とその達成に向けた活動計画を定め、ホームページなどで公表することが義務付けられています。今回の案についてご確認いただき、ご異議がないようでしたら公表させていただきたいと思っておりますのでご協議のほど、よろしく申し上げます。説明は以上です。

議長 ただいまの事務局の説明に、ご質問などはありませんか。

9番 見方の話ですけど、表の例えば田んぼだと、耕地面積267、経営耕地面積85、この数字自体は、どこから持ってきた数字になるのですか。この経営耕地面積これを足したものと一致しないので、この数字について説明してください。

事務局 こちらの耕地面積等につきましては、農林業センサス、5年に1回の調査で回答した数値が公表されておりますので、それを使うようにしています。面積が合わないというのは。

9番 この経営面積と遊休面積というのは、耕地面積に含まれているのですよね。一番上の耕地面積は下の経営耕地面積と遊休農地面積が含まれているのは。本来であれば下の2つを足したら、上の耕地面積になって欲しいものなのですよね。実際には耕地面積と農地台帳面積と一致して欲しいものなのですよね。これが一致しないというのは、やっぱりその調査が不足しているという認識でいいのでしょうか。

議長 ちょっと補足させてもらいましょうか。耕地面積は耕地及び作付面積統計でこれは公表してある数値でございます。それに対して経営耕地面積は農林業センサスということですから農家がそれぞれ自己申告して集計された数字がここの面積になっております。最終的にそれが一本になれば理想的ではございますが、出所が違うので数字が合計されてないということになっているということでご理解いただければと思います。

9番 ありがとうございます。そういう背景があるということなんですけどもそれについて、違う数字をどうやって見ていけばいいのか農業委員としてこれからどういう風に扱って見ていけばいいのかアドバイスください。

議長 農地として登録されている数字の中に遊休農地があるわけで、それをどうにかして少なくしたいというのが農業委員の立場になります。耕地面積として挙がっている数字が全部耕作されている数字に持っていきたい。そこに担い手を確保して斡旋調整をしていきたいというのが私たちに求められている仕事になると思います。それに対して、実際には経営耕地面積が少ないという話になってしまってもう少しそこを考えないといけない話になっていきます。明日と16日に研修会をやらさせていただきますけれども、今、農業経営基盤強化促進法の法改正が国会で審議されていて、人・農地プランの作成を来年度から法の中で作成をするのが義務となってきます。耕地面積があって農地があってその中でどういう人が耕作するのかあてはめなさいという話なんですけども、この中で、最終的に求められてくるのが経営耕地面積イコール経営耕地面積になるようにするという話になると思います。今遊休農地となっているところをどうするかは課題となっていて、この間の県の常設審議会でも話が出たんですけども、遊休農地になっているところの全筆調査をしなければならないというのが去年の夏に農業会議が説明した時にも話があったと思うんですが、そこで実際山になっているようなところは農地を外すというような指示も報告があったと思います。そのあたりの課題をどうするのかを明日と月曜日皆さんにご相談させていただきます。経営耕地面積イコール耕地面積となるように統一する努力をする立場で今から審議ができればと思っています。

9番 ありがとうございます。

議長 他にご質問などはありませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。

議長 本案を公表することに異議のない方の挙手を求めます。

挙手全員（多数）であります。

よって、本案を公表することに決定いたします。

続いて、諸連絡について、事務局よりお願いします。

事務局 次回総会開催日は令和4年6月15日です。場所についてですが、こちらで問題なければ次回も続けさせていただきます。

11番 場所としては問題ないのですが、推進委員さん今こんな状況だと全く来る余

地がないので、どこか推進委員さん用の席を設けたうえで、ここっていうのが必要かなど。今のままだとここに来る機会というのはほとんどなく、農地パトロールだけになってしまうのでそのあたりはご対応お願いします。

事務局 推進委員さんが総会に来られるようになりましたら席のご用意をしようと思います。以上です。

議長 他にご意見ありましたらお願いいたします。

10番 先ほどの住宅に付属する農地についての許可なんですが、許可についてはいいのですが、前回と今回全く同じ申請書が出て前は否決して今回は可決ということになって、手続きとしてそれでいいのかどうか。前は指定しないということに決定して、申請者の方には通知したと。要するにそれは行政処分になるのだから不許可したものを今回許可するということは、再申請ではなくて、行政不服申し立ての手続きをしなければならないのではないかと私は思うのですが、普通はそうだろうと思います。行政手続きだから。そうならないと、この時は許可しました、この時は許可しませんでした、全く同じ内容で農業委員会としての判断が変わるというのは、客観的に説明できませんよね。実情はわかるんですよ。申請人の方に聞いたら問題ないとのことだったから今回可決するということはいいいのですが、だったら前回の段階で申請者の方に確認をして否決をせずに可決をすればよかったのではないのでしょうか。その辺の手続きの流れが本当にこれでいいのか、後から見たときに4月の総会では否決した全く同じものが5月の総会に可決されている、議事録まで読めば、申請人に確認したんだから可決したのがわかるかもしれないけどそこは、理屈が通らないのではないかと。否決したのならちゃんと否決しました、それで指定しないということを知ったんだから不服申し立てをしてください、申請者としてはそれでは納得いかない、何でもかと言えば地権者と話しているのだから問題ないということをお願いしてもらってそれを受けていたらいいですねということで可決するならまだいいのですが、同じ申請書をあげて否決と可決の判断が出るのは、それでいいのかどうかそこは確認していただきたい。

議長 農地法の中でどういった定めがあるのか、今回に関しては、申請書をもとに現地調査を行った委員さんの報告の中に、現在の耕作者に住宅に付属する農地として取得をすることに同意がされているのかどうかの表現がなかったから否決をさせてもらった訳です。その場合、一回否決をした申請をその後再申請で許可をとる場合はどうなるのか、議事録をみればわかる話なのですが、書類上はそれが表現されていない、そこをどうするのかちょっと確認をさせていただいて次回報告させていただいてよろしいですか。

- 10番 お願いします。
- 11番 住宅に付属する農地で確認させていただきたいのですが、下限面積要件の緩和措置に近いような形で付随して住まわれる方が、面積が至らないけれども耕作させるための措置だったと思うんですけども、確かに今年下限面積要件が撤廃させるのではないかとというのがあったと思うんですよ。審議中ではありますけども、仮に通ったとしたらそもそもこの制度自体がいらなくなるのだから、その時は段階的になくしていくのか、必要なくなったからなくすのかある程度考えていかなければいけないと思うんです。私個人的には小さい面積をばらばら持たれるのもいいことにはならないと思うんです。通ったらこれの意義自体なくなってくるので。
- 事務局 下限面積要件を無くして誰でも農地を買えるようになるのかということそうではなかったと思います。人・農地プランが実質化されて計画に支障が無いとか、他の要件とか併せて確認するという説明でした。それでも他の市町の事務局からは反対の意見等があったんですけども、そういった要件が緩和するため住宅付属があったのではないかと思います。
- 11番 人・農地プランでないと農地が買えないという訳では今はないと思うんですけど、1アールとかになったときに付随する意味はなくなるのではないかと思います。それこそ農地は農地で買ってもらって、住宅は住宅で買ってもらってもらえばいいだけになると思うんです。その要件だけ取れてしまえば。そのあたりは制度が変わった時にはきちっとしなければならないと思います。以上です。
- 議長 今の案件につきましては、法の改正がどうなるのかを踏まえて、また事務局の方から説明を求めるということでよろしいでしょうか。
- 11番 はい。
- 議長 他にご意見ありましたらお願いいたします。
- 9番 今の話を聞いてなんですけども、住宅に付属するこれで3年間耕作する誓約書を書きいただいているので、住宅に付属する農地を買った人がちゃんと耕作しないといけないという意識を付けるというのには役には立っているのではないかと思います。あと、取得した農地の管理というか監視というかそういったことがされてないと本当に3年間耕作されたのかとかそういう実態がついてこないという意味のある制度になってないのかなと思います。制度を運用する立場として今後趣旨と実態を近づけていく必要があるなと思いました。

議長 住宅に付属する農地として許可を出した案件に対するチェック体制をどうするのか事務局は案を作ってくれませんか。

9番 まわってあとから振り返れる、負担のかからないように管理しているのがわかるアイデアがあればいいのですが。

2番 農地パトロールの際に、農業委員としても、ここが管理されているというのはわかりにくい。やっているのかやっていないのか毎日見ればわかりますが、やっぱり自己申告でしかないのではないのでしょうか。例えば年に1回アンケートとかはどんなですか。自己申告。

局長 色々な意見はあると思いますが、今からタブレットも導入しますし、住宅に付属した農地ですよといった振り分けができれば、現地調査行ったときに確認はできるかなと思います。利用状況調査の時に見てもらう様な情報がタブレットでできればそれが一番いいのではないかと思います。まだ、導入までに時間がかかるのでそれまでに皆さんと意見を色々出し合ってもらってどれが一番労力が少なく、効率よくできるのか検討させていただきたいと思います。

議長 チェック体制については、当面事務局で検討していくことでよろしいですか。

事務局 はい。

議長 他にご意見ありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

では、以上をもちまして第78回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

上記は、令和4年5月12日開催の第78回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和4年 6月 日

周防大島町農業委員会会長_____印

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____印

周防大島町農業委員_____印